二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田字桧谷二五五八番六から同町大字持田字家床前二六一五番一まで	前	一〇・四〇～一五・一〇メートル	一一・二八八キロメートル
	後	一二・七〇～三七・七〇メートル	一一・二八八キロメートル
宮崎県児湯郡新富町大字日置字大持田一番一から同町大字日置字大持田九番二まで	前	一一・一〇～一五・〇〇メートル	一一・二七八キロメートル
	後	一一・一〇～一七・九〇メートル	一一・二七八キロメートル

三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
武雄市武雄町大字武雄字藤谷一八九一番二から同市山内町大字犬走字五反田五六六八番六まで	前	八・八七～六三・四七メートル	一一・一五九キロメートル
	後	一〇・八五～七四・一二メートル	一一・一五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字鏡山乙三四一七番一から同市嬉野町大字岩屋川内字鏡山乙三四一九番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
〃	大村市久原二丁目一二〇一番九五から同市久原二丁目一三七〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○九州地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三号及び二百十九号	熊本県八代郡氷川町大野字中ノ間八九四番一から同町大野字中ノ間八九二番二まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十六日

○九州地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田字桧谷二五五八番六から同町大字持田字家床前二六一五番一まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
〃	宮崎県児湯郡新富町大字日置字大持田一番一から同町大字日置字大持田九番二まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月二十日

○九州地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第七百五十一号大牟田都市計画道路事業三・四・十一号長溝線
三　事業施行期間　自平成十二年三月二十八日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道余市郡仁木町大江三丁目国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三二〇八林班ろ小班から同町大江三丁目国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三二〇八林班い小班まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道余市郡仁木町大江三丁目国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三二〇八林班ほ小班まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

官庁報告

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成22年11月12日公表）の一部を平成23年２月23日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

平成23年３月25日　農林水産大臣　鹿野　道彦

第３の３を次のように改める。

３　第１種特定海洋生物資源ごとの平成22年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
2　すけとうだら	平成22年４月～平成23年３月	265,000
5　まさば及びごまさば	平成22年７月～平成23年６月	627,000